

理事会運営規則

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本規則は、特定非営利活動法人リトルワズ（以下、「当法人」という。）における理事会の運営に関する基本的事項を定めたものであり、当法人の理事会の運営に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、本規則による。

第 2 条（構成）

1. 理事会は、理事全員をもって構成する。
2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第 3 条（関係者の出席）

理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第 4 条（開催）

1. 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
2. 通常理事会は、原則として毎月 1 回開催する。
3. 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

第 2 章 理事会の招集

第 5 条（招集権者及び議長）

1. 理事会は、代表理事が招集し、その議長となる。
2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事が理事会を招集し、議長は理事が担うものとする。
3. 各理事は、招集権ある理事に対し、理事会の目的たる事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
4. 監事は、法令の定める場合において必要があると認めるときは、理事会の招集を請求することができる。

第 6 条（招集手続）

1. 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対し、理事会の日の前日までに発する。
2. 理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略することができる。

第 3 章 理事会の議事

第 7 条（決議の方法）

1. 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。
2. 前項の決議につき特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

第 8 条（決議事項）

理事会は、次に掲げる事項につき、審議決定する。

- (1) 評議員会に関する事項ア 評議員会の招集決定
イ 評議員会提出議案の決定
- (2) 理事に関する事項
ア 代表理事の選定及び解職 イ 理事の選定及び解職ウ 常務及び専務理事の選定及び解職エ 理事の担当の決定
オ 代表理事に事故があるとき、その職務を代行する理事の順位の決定カ 理事と法人間の取引及び競業取引の承認
キ 常務理事の他法人役員の兼任の承認ク 役員等の責任軽減の決定
ケ 理事会運営規則の制定及び改廃
- (3) 予算及び決算に関する事項
ア 事業計画書及び収支予算書等の承認イ 事業報告及び計算書類等の承認

(4) 組織及び人事に関する事項

ア コンプライアンス委員会の委員の選任及び解任イ 重要な使用人の選定及び解任

ウ 従たる事務所、その他重要な組織の設置及び改廃

エ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(5) 重要な業務執行に関する事項ア 重要な財産の処分及び譲受けイ 多額の金銭の借入

ウ 多額の保証

エ 重要な契約の締結及び変更オ 出資、融資、保証の決定

カ 出資、融資、保証に係る契約の締結キ 寄付金の募集

ク 業務受託・補助金等の受け入れ

(6) 理事の取引の承認

理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

ア 取引をする理由イ 取引の内容

ウ 取引の相手方・金額・時期・場所

エ 取引が正当であることを示す参考資料オ その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

(7) その他の事項

ア 重要な訴訟の提起

イ その他法令又は定款に定められた事項ウ その他理事会が特に必要と認められた事項

第 9 条（追認）

代表理事は、前条の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。この場合、代表理事は、次回の理事会に付議し、承認を得なければならない。

第 10 条（報告事項）

- 1 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 第 8 条 6 項で理事会の承認を得た取引で、理事が利益相反等取引をしたときは、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 11 条（書面による意見表明）

- 1 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、事前に書面をもって議長となるべき者に対し、議案についての意見を表明することができる。
- 2 前項の意見表明があったときは、議長は、理事会における審議に際して、その内容を報告しなければならない。

第 12 条（議事録）

理事会の議事は、法令の定めるところに従いその経過の要領及びその結果、その他法令の定める事項並びに決議に賛成しなかった理事があるときは、その氏名等を議事録に記載し又は記録し、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第 4 章 雑則

第 13 条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、代表理事が別に定める。

第 14 条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則

本規則は、令和 1 年 4 月 1 日から施行する。